

小平市立小平第九小学校 いじめ防止基本方針

令和8年4月

1 いじめ問題に対する基本方針

全ての教職員が、「いじめは絶対に許されない」「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうる」「どの子供も被害者にも加害者にもなりうる」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域、関係機関と連携し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応・重大事態への対処を徹底し、解決に向けて取り組む。

また、いじめの根絶を目指し、互いに認め合い励まし合う経験を通して自他の生命を尊重する思いやりの心を育てるとともに、豊かな人間性や社会性を養い、正しい人権意識や規範意識を身につけさせるよう、学校全体で取り組む。

いじめ防止の取組の実効性を点検し、必要に応じていじめ防止基本方針の見直しを図る。

(1) いじめを生まない、許さない学校づくり

いじめ防止対策推進法、小平市いじめ防止基本方針に基づき、全ての児童が、いじめについて深く考え、理解し、いじめに向かうことなく、心の通う対人関係を構築できるよう、教科指導はもとより、特別の教科道徳の授業、特別活動の学級活動や児童会・生徒会等による主体的な取組、体験活動などを通じて、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめの観衆にも傍観者にもならない」ことを自覚するように促す。また、いじめの行為によっては、犯罪行為として扱われる場合もあることを周囲の大人も認識し、児童の指導に当たる。全ての児童が、自分も他の人も大切な存在であることを認め、互いの個性を受容し、自己肯定感を高めたり、自尊感情を育んだりする指導を行う。

(2) 児童・生徒をいじめから守り通し、児童・生徒のいじめ解決に向けた行動を促す

いじめを受けた児童からの情報や、いじめの兆候を早い段階から確実に受け止め、組織として迅速かつ丁寧な初期対応を確実にいき、いじめを受けた児童が安心して学校生活を送ることができるようにする。そのために、教職員が連携し、きめ細かく状況を把握し、関係機関と連携して対応するなど、いじめを受けた児童を守り通す取組を徹底する。また、いじめについて、勇気をもって教職員、保護者等に伝えた児童を守り通すとともに、いじめを見過ごさず、いじめの防止や解決に向かおうとする児童を育てる。

(3) 教員の指導力の向上と組織的対応

いじめを生まない学校や学級づくりに使命感をもち、いじめ問題に適切に対処できるようにするため、個々の教職員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力、必ず解決に導こうとする意欲を高める。

また、教職員個人による対応に任せることなく、教職員全体のいじめ問題への理解と対応力を向上させ、学校全体による組織的、継続的な取組により、速やかな解決を図り、解決後も注意深く状況を見守るなど、いじめが生まれる要因の解消に努める。

(4) 家庭・地域・関係機関との連携

いじめが複雑化・多様化する中、地域社会全体で児童の健やかな成長を促し、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、家庭、地域及び関係機関と連携し、いじめ問題の解決と対策の推進に取り組む必要がある。保護者は、その保護する児童がいかなる場合にもいじめを行うことのないよう、家庭での話し合い等を通して、他者の痛みを共感的に受け止める感受性や、規範意識の育成に努めるとともに、児童・生徒をいじめから保護する。また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど、学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

2 いじめ防止等のための組織の設置

(1) 「学校いじめ対策委員会」について

① 「学校いじめ対策委員会」の構成

定例（月1回）毎月第1週火曜日	全教職員 スクールカウンセラー
臨時（事案発生時）	校長 副校長 主幹教諭 生活指導主任 特別支援コーディネーター 養護教諭 該当学年担任 その他校長が必要と認める人員（教職員 スクールカウンセラー 他）

② 「学校いじめ対策委員会」の校内組織等の位置付け

- ・特別委員会として位置付け、定例（月1回）、臨時（事案発生時）として設定する。
- ・生活指導夕会（毎週火曜日）を児童の状況を情報共有できる場として設定する。

③ 「学校いじめ対策委員会」の主な取り組み内容

月	取り組み内容	定例いじめ対策委員会	教職員いじめ研修
4月	・生活指導夕会（毎週火曜日） ・定例学校いじめ対策委員会（第1週火曜日） ・保護者会、学校だよりでのいじめ防止啓発 ・生活指導全体会	○	○
5月	・生活指導夕会（毎週火曜日） ・定例学校いじめ対策委員会（第1週火曜日） ・スクールカウンセラーによる面談（第5学年全児童）	○	
6月	・生活指導夕会（毎週火曜日） ・定例学校いじめ対策委員会（第1週火曜日） ・児童向けリーフレット配布 ・ふれあい月間アンケート実施（全児童） ・いじめ防止授業週間実施（全学級）	○	○
7月	・生活指導夕会（毎週火曜日） ・定例学校いじめ対策委員会（第1週火曜日）	○	
9月	・生活指導夕会（毎週火曜日） ・定例学校いじめ対策委員会（第1週火曜日）	○	
10月	・生活指導夕会（毎週火曜日） ・定例学校いじめ対策委員会（第1週火曜日） ・いじめ防止授業週間実施（全学級）	○	
11月	・生活指導夕会（毎週火曜日） ・定例学校いじめ対策委員会（第1週火曜日） ・ふれあい月間アンケート実施（全児童） ・人権教育研修	○	○
12月	・生活指導夕会（毎週火曜日） ・定例学校いじめ対策委員会（第1週火曜日）	○	
1月	・生活指導夕会（毎週火曜日） ・定例学校いじめ対策委員会（第1週火曜日）	○	
2月	・生活指導夕会（毎週火曜日） ・定例学校いじめ対策委員会（第1週火曜日） ・ふれあい月間アンケート実施（全児童） ・いじめ防止授業週間実施（全学級）	○	○
3月	・生活指導夕会（毎週火曜日） ・定例学校いじめ対策委員会（第1週火曜日） ・生活指導全体会 ・学校いじめ基本方針の改訂	○	

(2) 「学校サポートチーム」について

① 「学校サポートチーム」の構成

- ・校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、特別支援学級主任、該当学年担任、民生児童委員、スクールサポーター、スクールカウンセラー、CS委員、スクールソーシャルワーカー、関係機関各所、その他学校長が必要と認める者。

② 「学校サポートチーム」の主な取り組み内容

- ・いじめが発生した場合、学校いじめ対策委員で対応を検討すると同時に、校内での対応に加えて問題が校内に留まらずに校外へ波及することが懸念される場合に校長が招集する。該当児童とその保護者だけでなく、その他の保護者や地域への対応を検討し実施する。
- ・必要に応じて構成員を考慮する。

3 本校における主な取組

(1) 未然防止

① 自己肯定感の育成

児童にとって分かる授業、児童・生徒同士が話し合い、学び合う授業などを通して、互いのよさを認め合えるようにする。

② 小中連携

「こだいらの小・中連携教育」において、義務教育9年間を見据えた学習規律や生活規律を共有して指導し、自分のことも他者のことも大切に作る気持ちを育てる。

③ 道徳活動・体験学習の推進

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流に資する能力を養うため、全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

④ 特別活動への取り組み

特別活動を中心として、集団の一員としての自覚や自信、自己肯定感を高め、自尊感情を育み、互いを認め合える人間関係や学校・学級の風土をつくる。たてわり班活動や児童会活動での異学年交流の場をもち、他者の気持ちを想像し、共感的に理解する豊かな情操を育む。

⑤ いじめ防止授業の実施

年3回実施している道徳科や学級活動を中心としたいじめ防止授業（「いじめとは何か。いじめはなぜ許されないのか。」等）をはじめ、道徳教育や人権教育の充実、読書活動、勤労生産・奉仕的行事などの推進等を通して、児童・生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、行動する取組を推進するとともに、いじめに向かわない態度及び能力の育成を図る。

また、全校朝会などで、定期的にいじめをテーマとした講話を行い、いじめは絶対に許されないという児童の自覚を促進する。

⑥ 校内研修の充実

年4回いじめ防止に関する校内研修会を実施し、いじめは誰にでも起こり得ることなどいじめについて正しい認識、法、本基本方針、生徒指導提要及びいじめの重大事態の調査に関するガイドラインの理解を促進する。

児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることを防ぐなど教職員の人権感覚を向上するために、年1回人権教育に関する校内研修会を実施する。

⑦ 「学校いじめ防止基本方針」の周知

年度当初に全ての児童、保護者、地域へ学校いじめ防止本方針について説明するとともに、同基本方針を学校ホームページに掲載し、周知する。

⑧ 児童・保護者に向けた啓発

いじめに関する児童向けリーフレットを配布し、資料を基に学級で話し合うなど、児童が法の趣旨や学校の取組等を理解し、自分自身でできることを考えられるようにする。また、セーフティ教室を年1回実施し情報モラル教育を充実させる。保護者に対してもセーフティ教室への参加、「学校SNSルール」を提示し、家庭での情報モラル教育の啓発を図る。

⑨ 入学前の取り組み

入学前の機関から得た情報を踏まえ、多面的・多角的に個々の児童の特性について理解を深めるとともに、確かな児童理解に努める。

⑩ 家庭との連携

家庭との緊密な連携及び協力体制を構築するために、学校公開、学校だより、個人面談などを通じ

て、いじめの防止等のための取組に対する啓発を推進する。

⑪ 地域・保護者と連携した情報収集

コミュニティ・スクールであることを活用し、地域の方たちが児童について心配な状況を発見した際には、生活指導主任又は管理職を窓口として、その情報が随時学校に集まるようにし、学校経営協議会などの機会を通じて、いじめの問題を地域ぐるみで解決する取組を周知する。

(2) 早期発見

① 出欠席の確認

出欠席の確認や健康観察だけでなく授業中、休み時間、給食時間などを活用して児童の状況を適切に把握する。

② 「アンケート」の実施

年に3回以上「ふれあい月間アンケート」を実施する。アンケートをもとに状況確認を行い、結果を集約・分析する。また、発見したいじめは学校の共通様式に記録し、全教職員が確認・共有できるように保管する。

③ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用の推進

スクールカウンセラーによる全員面接を第5学年の全児童に実施する。何か心配なことがあった時に、児童がスクールカウンセラーに相談しやすい環境をつくる。また、市の「いじめ・体罰ホットラインツール」をはじめとする相談窓口を繰り返し児童及び保護者に周知する。

④ 周囲の児童への指導

周囲の児童にも見て見ぬふりをせず、周りの大人に知らせるよう、道徳や学級活動、学年集会等で指導をする。

(3) 早期対応

① 「学校いじめ対策委員会」による対応方針

いじめが認知された場合は、「学校いじめ対策委員会」で詳細に情報を共有し、速やかな事実確認と、対応方針の決定、役割分担を行う。

② 被害児童への取り組み

被害児童が安心して学校生活を送れる環境を確保する。被害児童への見守りやスクールカウンセラーによる心のケアも検討する。また、いじめを受けたことにより、授業に参加できない児童・生徒に対して、別室による学習支援やオンライン授業等を実施し、学習の支援を行う。

③ 加害児童への取り組み

加害児童へは、いじめは決して許されることではないと繰り返し指導する。また、行動の背景や抱えている課題を把握し、課題を克服するための支援をする。状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、関係児童・生徒の継続的なケアを行う。

④ 周囲の児童への取り組み

周囲の児童にも見て見ぬふりをせず、周りの大人に知らせるよう、道徳や学級活動、学年集会等で指導をする。また、いじめを報告してきた児童の安全も確保する。

⑤ 地域・保護者と連携した対応

加害・被害双方の保護者には、事実や解決に向けた対応方針を速やかに伝達し、根本的な解決への支援・協力をお願いする。また、必要に応じて、保護者会の機会等に保護者といじめの状況を共有する。

⑥ 関係機関との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案について、警察及び関係機関や専門家等と相談及び連携する。

⑦ 経過対応

いじめの対応経過及び学校いじめ対策委員会の対応経過の記録を作成し、保存する。また、児童の進学及び転学時に、進学及び転学先に適切な引継ぎ及び情報を共有する。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめ重大事態の定義は「いじめ防止対策推進法」第28条第1項において、以下のように規定されている。

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」

「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」

(2) 発生時の対応

① 把握・判断

ア 学校は、児童・生徒や保護者、地域からのいじめの情報・訴えや児童・生徒のいじめと疑われる言動等を把握した場合は、速やかに学校いじめ対策委員会を開き、組織で情報の収集と記録を共有し、いじめの認知、学校いじめ防止基本方針に基づいた対応を確認する。また、児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは、速やかに警察と連携し、対応する。

イ 教育委員会事務局は、月ごとのいじめ実態調査から学校の状況を把握するとともに、学校と情報共有を行い、重大事態が疑われる場合は、学校に適切に指導・助言する。

ウ 重大事態の判断は、法に基づき、教育委員会又は学校が行う。なお、学校が判断する際は、学校いじめ対策委員会において判断を行う。

エ 学校は、重大事態の発生について、直ちに教育委員会事務局に報告する。いじめ重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。

オ 学校から重大事態の報告を受けた教育委員会事務局は、その事案の調査を行う主体や調査組織について判断する。なお、不登校重大事態については、原則として学校主体で調査を行う。また、学校が調査を行う場合においては、教育委員会事務局は、必要な指導・助言及び人材配置等の適切な支援を行う。

カ 教育委員会事務局は、教育委員、市長、小平市教育委員会いじめ問題対策委員会及び文部科学省へ重大事態の発生報告を行う。

キ 調査主体者は、調査を始める前に対象児童・生徒・保護者に対し重大事態調査に関する事前説明を実施する。また、関係児童・生徒・保護者への説明も行う。

② 調査

ア 学校が調査を実施する場合は、学校いじめ対策委員会を開き、以下の内容を実施する。

(ア) 調査方針の決定及び保護者への説明等

(イ) 事実関係の聴取、事実関係の整理

(ウ) 再発防止に資する対応策の検討

(エ) 報告書の作成、取りまとめ

イ 教育委員会が調査を実施する場合は、小平市教育委員会いじめ問題対策委員会を開き、以下の内容を実施する。

(ア) 委員会の招集

(イ) 調査方針の決定及び保護者への説明等

(ウ) 事実関係の聴取、事実関係の整理

(エ) 再発防止に資する対応策の検討

(オ) 報告書の作成、取りまとめ

③ 報告

ア 教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者、いじめに関係した児童・生徒及びその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。調査結果の公表の可否及び公表の方法や内容については、教育委員会が、事案の内容や重大性、対象児童・生徒及び保護者の意向、公表した場合の児童・生徒への影響等を総合的に勘案して適切に判断する。また、調査結果について、学校は教育委員会に報告、教育委員会は市長に報告する。

イ 市長は再調査実施の判断をする。

④ 再調査

ア いじめ重大事態の調査結果の報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、「小平市いじめ問題調査委員会」を設置し、法第28条第1項の規定に基づく調査の結果についての調査(再調査)を行うことができる。(再掲)

イ 市長は、個人情報に対する必要な配慮を確保し、再調査の結果を議会に報告する。教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、調査の対象となったいじめ重大事態への対処又は同種の事態発生防止のために、人材派遣等の学校支援を行う。

5 取り組みの評価・見直し

学校は、ふれあい月間で実施する「教員シート」及び「学校シート」や学校評価等を活用し、いじめ防止対策について、PDCAサイクルによる評価・改善を行い、「学校いじめ防止基本方針」の見直しを年度末に実施する。